

年 月 日

一般財団法人日本自動車研究所 御中

秘密保持に関する念書

所在

名称

代表者

印

_____（以下、弊社と言います）は、「第 27 回 ESV 会議の企画・運営 業務委託」（以下、本件と言います）の提案を検討するにあたり、貴所から開示される情報について以下の事項を遵守する事を確約いたします。

第 1 条（情報の定義）

本書において「秘密情報」とは、口頭、書面、電子媒体（CD-ROM、電子メール等）その他の開示方法に関わらず、貴所が弊社に開示する本件に係る一切の情報とします。

第 2 条（対象外の情報）

前条の定めにかかわらず、本件に係る次の情報については、個人情報の保護に関する法律に定義される「個人情報」を除き、弊社は本書に定める義務を負わないものとします。

- (1) 貴所より開示を受けた時点で、既に弊社が保有していた情報。
- (2) 貴所より開示を受けた時点で、既に公知であった情報。
- (3) 貴所より開示を受けた後に、弊社の責めによらず公知となった情報。
- (4) 弊社が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報。
- (5) 開示された情報によらずして、弊社が独自に開発した情報。

第 3 条（情報の使用目的）

弊社は、本書における秘密情報は入札を検討する目的（以下「本件目的」と言います）のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用しないことに同意します。

第 4 条（機密の保持）

弊社は、貴所の事前の書面による承諾なくして、秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩せず、秘密として保持するものとします。

第5条（善管注意義務）

弊社は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報が本書に反して開示・漏洩されないように措置を講じるものとします。

第6条（情報の返還・破棄）

弊社は、入札が終了したとき、または入札の検討が終了したときは、すみやかに秘密情報、及びその複製・コピー等を返還し、または破棄します。

第7条（損害賠償）

弊社及び弊社より秘密情報を開示した第三者が故意または過失により本書の各条項に違反し、これに起因して貴所に損害を与えた場合には、弊社はその一切の損害を賠償する責めを負います。

第8条（有効期間）

本書の有効期間は、本書締結から1年間とします。ただし、本書失効後も、第3条から第7条まで、及び第12条については有効に存続するものとします。

第9条（秘密保持の内容）

弊社は貴所が秘密情報の内容の正確性・真正性・完全性について何等の保証を行うものではない事を了承します。

第10条（個人情報の保護）

1. 弊社は、貴所から開示を受けた秘密情報に個人情報が含まれる場合、個人情報の安全管理を図る規定を定めていることを表明します。
2. 貴所は、個人情報の安全管理を図るため、弊社に対する立入検査、書類提出等必要な監督措置をとることができます。

第11条（準拠法）

本書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第12条（管轄裁判所）

本書に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第13条（協議）

本書に定めのない事項、あるいは本書に関し疑義が生じた事項については、貴所と誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

以上